

令和3年5月12日開会

令和3年5月

市議会臨時会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
議案第 34 号	寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部改正	1
議案第 35 号	令和 3 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 36 号	令和 3 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

議案第 34 号

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市 介護保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和3年5月12日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部を改正
する条例

(寝屋川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 寝屋川市国民健康保険条例（昭和34年寝屋川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第33項中「特別徴収対象年金給付をいう。」の次に「次項において同じ。」を加える。

附則中第41項を第42項とし、第34項から第40項までを1項ずつ繰り下げ、第33項の次に次の1項を加える。

34 前項の規定は、保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付の支払日が、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）の減免について準用する。

(寝屋川市介護保険条例の一部改正)

第2条 寝屋川市介護保険条例（平成12年寝屋川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第11条中「特別徴収対象年金給付をいう。」の次に「次項において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、第1号被保険者の保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付の支払日が、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）の減免について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の寝屋川市国民健康保険条例附則第34項の規定及び第2条の規定による改正後の寝屋川市介護保険条例附則第11条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。